

手続区分	担当課 (地図の番号)	転入(他市町村から門真市への住所変更) ※新住所地にお住まいになってから、14日以内に転入の届出をしてください。	転出(門真市から他市町村への住所変更) ※引越し先の市町村で、新住所地にお住まいになってから14日以内に転入の届出をしてください。	転居(門真市内の住居変更) ※新住所地にお住まいになってから14日以内に転居の届出をして下さい。
マイナンバーカード	市民課 (新別館(門真中町ビル)1階)① 06-6902-5983	・継続利用、券面記載事項変更をしてください。 (マイナンバーカードを持参) ・必要な方は署名用電子証明書の再発行をしてください。	手続はありません。 ※転出先の市町村で、継続利用・券面記載事項変更をしてください。 ※転出に伴い、署名用電子証明書は失効します。	・券面記載事項変更をしてください。 (マイナンバーカードを持参) ・転居に伴い、署名用電子証明書は失効します。 必要な方は、署名用電子証明書を再発行してください。
印鑑登録		必要な方は、印鑑登録をしてください。 (登録する印鑑、本人確認書類を持参)	印鑑登録証を返却してください。(郵送可)※転出に伴い、印鑑登録は抹消されます。	手続はありません。
国民健康保険	健康保険課 (新別館(門真中町ビル)2階)② 06-6902-5697	加入する場合は、転入日から14日以内に加入手続きをしてください。※住所地特例対象施設転入の場合は、その旨をお申し出ください。※遠隔地用資格確認書等を申請済みの方は、その旨をお申し出ください。	国民健康保険の資格確認書を返却してください。(郵送可) ※住所地特例対象施設・福祉施設へ転出される場合、又は、就学のために他市に転出される場合は、遠隔地用資格確認書等を申請してください。(在学証明書、施設入所証明書、国民健康保険資格確認書を持参)	住所変更の手続きをしてください。
後期高齢者医療		(他都道府県から引越の場合) 転入日から14日以内に加入手続きをしてください。 (前住所地で交付された、証明書等を持っている方は持参) ※住所地特例対象施設に転入する場合は、お申し出ください。 (大阪府内から引越の場合)住所変更に伴う手続きをしてください。	後期高齢者医療資格確認書を返却してください。(郵送可) 他都道府県へ転出へされる方には、後期高齢者医療負担区分証明書を発行します。 ※住所地特例対象施設へ転出される場合は、お申し出ください。(後期高齢者医療資格確認書を持参)	住所変更に伴う手続きをしてください。
国民年金	市民課 国民年金グループ (新別館(門真中町ビル)2階)③ 06-6902-6005	日本年金機構にマイナンバーが収録されている方は、原則として手続きは不要です。 ただし、日本年金機構にマイナンバーが収録されていない方、日本年金機構に届け出ている住所が住民票の住所と異なる方などは、手続きが必要です。	手続はありません。	日本年金機構にマイナンバーが収録されている方は、原則として手続きは不要です。 ただし、日本年金機構にマイナンバーが収録されていない方、日本年金機構に届け出ている住所が住民票の住所と異なる方などは、手続きが必要です。
身体障がい者手帳 療育手帳 精神障がい者保健福祉手帳	障がい福祉課 (新別館(門真中町ビル)2階)④ 06-6902-6154	記載事項変更の届出をしてください。(各手帳を持参) ※住所地特例対象施設(グループホームや施設など)に転入する場合は、その旨をお申し出ください。	手続はありません。 ※転出先で手続きをしてください。ただし、転出先が住所地特例対象施設(グループホームや施設など)の場合は、お問い合わせください。	住所変更の手続きをしてください。(各手帳を持参)
医療費助成 (障がい者医療)		医療証の交付申請をしてください。 ※住所地特例対象施設(グループホームや施設など)に転入する場合は、その旨をお申し出ください。	医療証を返却してください。(郵送可) 喪失届を提出し、医療証を返却してください。 ※転出に伴い、医療証は失効となりますので使用できません。	住所変更の手続きをしてください。(医療証を持参)
医療費助成 (こども医療・ひとり親家庭医療)	こども政策課 給付グループ (新別館(門真中町ビル)3階)⑤ 06-6902-6186	医療証の交付申請をしてください。	喪失届を提出し、医療証を返却してください。(郵送及びオンライン申請可) ※転出に伴い、医療証は失効となりますので使用できません。	住所変更の手続きをしてください。(各医療証を持参)
医療費助成 (未熟児養育医療)		養育医療券の交付申請をしてください。	手続はありません。※転出先で手続きしてください。	住所変更の手続きをしてください。
児童手当		転入日から15日以内に、認定請求をしてください。	受給事由消滅届を提出してください。(郵送及びオンライン申請可)転出予定日から15日以内に、転出先の市区町村で認定請求をしてください。	受給者と児童が別居している場合は、住所変更の手続きをしてください。
児童扶養手当 特別児童扶養手当		転入手続きをしてください。	転出手続きをしてください。 転出先の市区村にて、転入手続きが必要です。	住所変更の手続きをしてください。 (児童扶養手当受給者証を持参)
保育所・幼稚園 認定こども園	保育幼稚園課 (新別館(門真中町ビル)3階)⑥ 06-6902-6757	教育・保育給付認定、又は施設等利用給付認定の申請と、保育所等への入園手続きをしてください。(現在通われている施設の継続利用を希望する場合も、手続きが必要です。)※手続きがない場合、継続して通うことができなくなったり、保育料無償化などの制度を受けられない可能性があります。	退所・退園の手続きをしてください。(郵送可、もしくは在籍施設にて手続き) 転出先にて、左記の手続きをしてください。(現在通われている施設の継続利用を希望する場合も、手続きが必要です。) ※手続きがない場合、継続して通うことができなくなったり、保育料無償化などの制度を受けられないことがあります。	住所変更の手続きをしてください。 ※現在通われている施設へも報告してください。

手続区分	担当課 (地図の番号)	転入(他市町村から門真市への住所変更) ※新住所地にお住まいになってから、14日以内に転入の届出をしてください。	転出(門真市から他市町村への住所変更) ※引越し先の市町村で、新住所地にお住まいになってから14日以内に転入の届出をしてください。	転居(門真市内の住居変更) ※新住所地にお住まいになってから14日以内に転居の届出をして下さい。
介護保険 (資格)	高齢福祉課 総務グループ (新別館(門真中町ビル)1階)⑦ 06-6902-6301	手続はありません。	手続はありません。	手続はありません。
介護保険 (住所地特例)		住所地特例の申し出をしてください。	住所地特例の申し出をしてください	住所地特例を、申し出てください。
介護保険 (要介護・要支援認定)		転入前の市区町村から要介護認定を引き継ぐ場合は、転入日から14日以内に要介護認定の申請をしてください。 (前住所で交付された受給証明書を持っている方は、持参してください。)	要介護認定を受けた方は、受給証明書を交付します。	※介護保険被保険者証・介護保険負担割合証・介護保険負担限度額認定証を返却してください。 (郵送可)
125cc以下のバイク等 (原動機付自転車、小型特殊自動車)	課税課 市民税グループ (新別館(門真中町ビル)2階)⑧ 06-6902-5874	所有車両の定置場所が門真市内の場合、登録(標識交付申請)をしてください。 (再登録用の廃車申告受付書(廃車証明書)を持参)	所有車両の定置場所が門真市外の場合、廃車(標識返納)の手続きをしてください。(ナンバープレート、標識交付証明書(又は申告済証)を持参) ※廃車手続き後、転出先の市区町村で登録してください。	手続はありません。
125cc超のバイク (軽二輪、小型二輪)		所定車両の定置場所が門真市内の場合、住所変更の手続きを下記で行ってください。 近畿運輸局 大阪運輸支局 050-5540-2058(自動音声)	所有車両の定置場所が門真市外の場合、住所変更の手続きをしてください。 手続き場所は、所轄の運輸支局にお問い合わせください。	所有車両の定置場所が変更された場合、住所変更の手続きを下記で行ってください。 近畿運輸局 大阪運輸支局 050-5540-2058(自動音声)
軽自動車 (軽三輪、軽四輪)		所定車両の定置場所が門真市内の場合、住所変更の手続きを下記で行ってください。 軽自動車検査協会 高槻支所 050-3816-1841(自動音声)	所有車両の定置場所が門真市外の場合、住所変更の手続きをしてください。 手続き場所は、所轄の軽自動車検査協会にお問い合わせください。	所定車両の定置場所が門真市内の場合、住所変更の手続きを下記で行ってください。 軽自動車検査協会 高槻支所 050-3816-1841(自動音声)
公立小・中学校の転校	学校教育課 (新別館(門真中町ビル)3階)⑨ 06-6902-7107	・学校教育課で、就学通知書を取得してください。 ・これから通学する学校へ通学通知書、転校用在学証明書、教科用図書、給与証明書を提出してください。	・学校教育課で、転出通知書を取得してください。 ・現在通っている学校へ転出通知書を提出し、転校用在学証明書と教科書用図書給与証明書を取得してください。 ・転出先の市区町村で、転校の手続きをしてください。	・学校教育課で、転出通知書を取得してください。 ・現在通っている学校へ転出通知書を提出し、転校用在学証明書と教科書用図書給与証明書を取得してください。 ・これから通学する学校へ通学通知書、転校用在学証明書、教科書用図書給与証明書を提出してください。※同一校区内での転居の場合は、手続きはありません。
犬の登録	環境政策課・指導グループ (深田町19番5号 リサイクルプラザ)⑩ 06-6902-7212	転入前の所在地で登録されている、鑑札をお持ちください。 マイクロチップが挿入されている場合は、番号がわかる書類を持参して担当課窓口で手続きをしてください。	手続はありません。 ※転出先の市区町村で、手続きを行ってください。	所在地等変更手続きをしてください。
妊婦健康診査 (妊婦健康診査受診券)	門真市子ども家庭センター ひよこテラス母子保健グループ (御堂町14番1号 保健福祉健康センター4階)⑪ 06-6904-6500	門真市子ども家庭センターひよこテラス母子保健グループで、未使用の受診券を門真市の妊婦健康診査受診券へ交換してください。(母子健康手帳・未使用の受診券・本人確認書類) ※助産師等の面談があります。(所要時間30~60分程度)	手続はありません。 ※転出前に、府外・委託医療機関以外で妊婦検診を受診した方は、2年以内であれば、償還払いの申請が可能です。 ※転出先の市区町村で、受診券を交換してください。	手続はありません。 ※受診券の住所欄には、新しい住所を記入して使用してください。
予防接種予診票 (子ども)		予防接種を受ける際に必要な予診票については、市が委託している医療機関で受け取ってください。	手続はありません。 (予防接種を受ける際は、転出先の市区町村担当課までお問い合わせください。)	手続はありません。(予防接種を受ける際は、市が委託している医療機関で予診票を受取ってください。)
予防接種予診票 (成人)	健康増進管理・医療グループ⑪ 06-6904-6400	予防接種を受ける際に必要な予診票については、市が委託している医療機関で受取ってください。 ※高齢者肺炎球菌ワクチン・带状疱疹ワクチンの接種を希望する場合は、接種券が必要になるため、接種前に担当課にお問い合わせください。	手続はありません。 (予防接種を受ける際は、転出先の市区町村担当課までお問い合わせください。)	手続はありません。(予防接種を受ける際は、市が委託している医療機関で予診票を受取ってください。)
水道の使用	環境水道部・お客様センター (泉町7番23号)⑫ 06-6903-2121	窓口、電話、門真市ホームページから開栓を届け出てください。 届出がなくとも使用が判明した場合は、水道料金等を請求いたします。	窓口、電話、門真市ホームページから開栓を届け出てください。 届出がない場合は、使用されていなくても水道料金等の基本料金などががかかります。	窓口、電話、門真市ホームページから必要な開閉栓の届出をしてください。 転居先において開栓の届出がなくとも使用が判明した場合は、水道料金等を請求いたします。また、旧住所において、閉栓の届出がない場合は、使用されていなくても水道料金等の基本料金がかかります。